

(R5)

業 種	土木設計業務
-----	--------

改 正	現 行	備 考
第 2 章 土木設計業務等標準歩掛 第 2 節 道路設計標準歩掛 2－5 その他 (1) 打合せ 中間打合せの回数は5回を標準とし，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を変更する場合は，1 回当たり，中間打合せ1 回の人員を増減する。 (2) 照明施設設計 照明施設設計は国土交通省「電気通信施設設計業務積算基準」によるものとする。	第 2 章 土木設計業務等標準歩掛 第 2 節 道路設計標準歩掛 2－5 その他 (1) 打合せ 中間打合せの回数は5回を標準とし，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を変更する場合は，1 回当たり，中間打合せ1 回の人員を増減する。 (追加)	

(R5)

業 種		土木設計業務
改 正	現 行	
第 1 4 節 河川構造物設計 1 4－3 護岸設計 1 4－3－2 護岸詳細設計 (1) 設計に必要な先行調査（現況河川解析，河道計画検討，測量，地質，環境等に関する調査）は実施済みで与条件とする。 なお，先行調査が不足している場合には，必要に応じて別途調査を行うものとする。 (2) 標準護岸歩掛は高水及び低水護岸を対象としているが高水護岸と築堤を同時に設計する場合の築堤は含むものとし本歩掛を適用するものとするが，築堤単独発注の場合は別途計上する。なお，標準護岸には矢板護岸が含まれるものとする。 (3) 標準歩掛のうち「両岸」とは左右岸，同型式，同条件の護岸を同時設計する場合に適用する。 (4) 基礎工法の検討における「軟弱地盤」とは，護岸の基礎工が計画される位置に下記条件の地層が3 m以上あるケースとする。 1) 粘土地盤の場合 ① 標準貫入試験によるN値が3以下の地盤 ② 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入値が0.3N／mm²以下の地盤 ③ スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）において980N以下の荷重で沈下する地盤 ④ 一軸圧縮強さquが0.06N／mm²以下の地盤 ⑤ 自然含水比が40％以上の沖積粘土の地盤 2) 有機質土の地盤の場合 3) 砂地盤の場合 ① 標準貫入試験によるN値が10以下の地盤 ② 粒径の揃った細砂の地盤 (5) 本歩掛は，一般的な親水護岸（緩傾斜式，階段式等）は対象とするが，多自然型護岸については別途計上する。 (6) 詳細設計は予備設計において，基本的事項（法線，護岸タイプ，環境護岸の配置，基礎工型式，施工法等）が決定されているという条件であり，予備設計なしで詳細設計を実施する場合，上記の条件は与条件とする。 (7) 詳細設計における設計延長には取付け区間を含めるものとする。 (8) 災害復旧緊急用の護岸設計も，原則的には詳細設計の本歩掛を適用するものとする。 (9) 「仮設計画」には，仮締切，仮排水路等の構造設計を含んでいる。 (10) 「付帯施設設計」における「その他施設」は，管渠以外（取付道路，利水施設等）の改築施設に対して各々一般構造図を作成するものである。	第 1 4 節 河川構造物設計 1 4－3 護岸設計 1 4－3－2 護岸詳細設計 (1) 設計に必要な先行調査（現況河川解析，河道計画検討，測量，地質，環境等に関する調査）は実施済みで与条件とする。 なお，先行調査が不足している場合には，必要に応じて別途調査を行うものとする。 (2) 標準護岸歩掛は高水及び低水護岸を対象としているが高水護岸と築堤を同時に設計する場合の築堤は含むものとし本歩掛を適用するものとするが，築堤単独発注の場合は別途計上する。なお，標準護岸には矢板護岸が含まれるものとする。 (3) 標準歩掛のうち「両岸」とは左右岸，同型式，同条件の護岸を同時設計する場合に適用する。 (4) 基礎工法の検討における「軟弱地盤」とは，護岸の基礎工が計画される位置に下記条件の地層が3 m以上あるケースとする。 1) 粘土地盤の場合 ① 標準貫入試験によるN値が3以下の地盤 ② 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入値が0.3N／mm²以下の地盤 ③ スウェーデン式サウンディング試験において980N以下の荷重で沈下する地盤 ④ 一軸圧縮強さquが0.06N／mm²以下の地盤 ⑤ 自然含水比が40％以上の沖積粘土の地盤 2) 有機質土の地盤の場合 3) 砂地盤の場合 ① 標準貫入試験によるN値が10以下の地盤 ② 粒径の揃った細砂の地盤 (5) 本歩掛は，一般的な親水護岸（緩傾斜式，階段式等）は対象とするが，多自然型護岸については別途計上する。 (6) 詳細設計は予備設計において，基本的事項（法線，護岸タイプ，環境護岸の配置，基礎工型式，施工法等）が決定されているという条件であり，予備設計なしで詳細設計を実施する場合，上記の条件は与条件とする。 (7) 詳細設計における設計延長には取付け区間を含めるものとする。 (8) 災害復旧緊急用の護岸設計も，原則的には詳細設計の本歩掛を適用するものとする。 (9) 「仮設計画」には，仮締切，仮排水路等の構造設計を含んでいる。 (10) 「付帯施設設計」における「その他施設」は，管渠以外（取付道路，利水施設等）の改築施設に対して各々一般構造図を作成するものである。	